

令和元年度事業報告書
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
JRECO情報処理センター

法第79条第2項に基づき、令和元年度のJRECO情報処理センターの事業報告をします。

(1) 情報処理業務の実施に関する事項

①情報処理業務の内容

令和元年度の年間登録件数と令和2年3月31日現在の情報処理センターへの管理者・廃棄者、充填回収業者の登録事業所数は次のとおりである。

- 登録件数(処理件数) 2,826件

令和元年度の登録数は、前年度より若干少ない2,826件(対前年度比79件減)にとどまり、計画数値(3,500件)に達することができなかった。情報処理センター外では、定期点検の登録件数に関しては前年度と比べてやや減少しているが、簡易点検の登録件数は約5.5%伸びており、改正法が公布されたこともあって、改めて管理者や充填回収業者において法令を遵守し適正に機器を管理する意識が高まったと思われる。登録件数を見ると、年間を通して平均的に利用されているが、特に年末年始と年度末に利用が多いことがわかる。(添付資料A)

- 登録事業所数

管理者・廃棄者	9,990
充填回収業者	1,983

(なお、充填回収業者の場合、1事業所で複数の都道府県を登録している都道府県をそれぞれ個別に累計した場合は5,591)

②情報処理業務に関連する問い合わせ対応や事務処理について、適正に処理できる体制の構築と、効率的な実施

人員体制は、令和元年度事業計画の業務を遂行するために情報システム部3名体制としてシステムの適正な運用に当たり適切に対応した。電話やメールによる問い合わせも一日平均で10件前後あったが、多くの問い合わせは当日中もしくは翌日には回答を完了した。こうした日頃の業務よりノウハウの蓄積等を行い、マニュアルや利用ガイド類の作成、見直しを適宜行い当機構のホームページ上に公開し、ダウンロードもできるようにして利用者の便を図ってきた。また、フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイトの情報を更新し、改正法内容の情報提供及び周知とともに、情報処理センター利用の普及・促進を図った。(添付資料B)

経理に関しては、情報処理センター利用のために預託された預かり金と、情報処理センターの利用時に利用料金として当機構が収受した金銭、また、新たに導入した請求書による銀行振込（後払い）方式に関する情報処理センター利用に応じて発行する請求書の金銭徴収については、収支計画書に基づき適切に管理した。なお、令和元年度情報処理センター単体での収支実績は経費が上回る状態となっているが、事業規模がかなり小規模なため、当機構全体の収支に対する影響は限定的であった。

（２）情報処理業務に用いる設備の維持及び更新の見通し

①機器更新や拡充等各種の機能改善の適切な実施

情報処理業務を実施するために必要な電子計算機その他の機器について、情報処理業務は事業計画内で推移したので、データ処理及びデータ容量には十分な余裕があり、機器の更新や拡充は行わなかった。現在のデータ容量の使用領域は24GB（OSなどを含む全使用容量）であり、自動拡張可能なストレージ容量64TBの僅か0.038%である。

また、各種の機能改善については情報処理センターの利用者の利便性の向上や効率性を高めるため、次のようなシステム仕様の変更や追加を随時行い、継続的に改善を図り適切に実施した。

- ・ 出力様式について元号を「令和」に変更した。
- ・ 消費税率を10%に変更、請求書金額表記に「内消費税」金額を追加した。
- ・ 登録業種「管理者・廃棄者」、「充填回収業者」等をヘッダーに表示した。
- ・ 改正法対応仕様の追加、変更（事前確認結果説明書、確認証明書、引取証明書の写し、電子帳票の一括縦覧機能等）をした。

②システムの安定運用のための保守管理の実施

情報処理業務を実施するシステムは、安定した運用を図るために高いセキュリティで保護されたデータセンター内に構築し、外部からのアクセスは暗号化された通信手段やファイアウォールによる接続制限を設けてある。

また、システム開発や維持管理業務は、外部委託による運用管理会社（専門業者）と連携し実施しており、開発内容や仕様変更など、不定期ではあるが、2～3週に一度程度の情報交換を行っている。

具体的な取組としては、情報セキュリティの観点から、JRECOからサーバーへの直接アクセスも行えない仕組み（アクセスはWeb経由のみ）となっており、万一JRECO内の情報機器に不正アクセスやウイルス感染が発生した場合でも、情報処理センターのシステムは隔離された環境としている。さらに、不具合発生時の対応やサーバーのCPU使用率によりシステム運用状況の監視も行った。

このように、システムの安定した運用については、令和元年度中は支障なく維持されてきた。

(3) その他必要な事項に関する事項

令和元年度は情報処理センターの認知度を上げ、利用の普及・促進を図るため下記の活動を行った。

- ・ 全国主要都市で開催された環境省・経済産業省の「改正フロン排出抑制法に関する説明会」(令和元年11月15日から令和2年2月20日、機器ユーザー向け14回、建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け7回)において情報処理センターの利用については法改正資料に追加して配布してもらった。(添付資料C)
- ・ 情報処理センターの利用に関する説明会を東京で計4回開催(参加者数337名)、他にも利用者の要請による個別説明会を開催した。(添付資料D)
- ・ HVAC&R JAPAN 2020(第41回冷凍・空調・暖房展)(令和2年3月3日から令和2年3月6日予定)にブースを出展し、情報処理センター利用の普及・促進活動やセミナー講演を実施する予定で準備を進めたが、新型コロナウイルス感染拡大懸念のため開催中止となった。
- ・ 分かり易い提案説明書を作成し、製造業者、スーパー等小売業者、食品加工業者、ビル管理会社、大学、病院をはじめとする潜在利用者80社以上を個別に訪問し紹介と説明を実施、また、業界団体及びその傘下の企業への訪問、電話、メールによる周知、広報活動を実施した。
- ・ 大手上場企業等にSDGs(持続可能な開発目標)としてフロン類の管理をCSR(ESG)報告書に記載することを啓発した。また、法令遵守に関してCSR・環境関係の情報提供機関、弁護士事務所、ISO審査機関と連携して周知活動を実施、改正法マニュアルを作成し配布した。(添付資料E)
- ・ 業界紙、関係団体(日設連・東冷協)会報に広告を掲載した。(添付資料F)
- ・ フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイトの内容を拡充した。
- ・ 情報処理センター利用者へメールマガジン情報を発信、情報提供サービスの強化を図った。

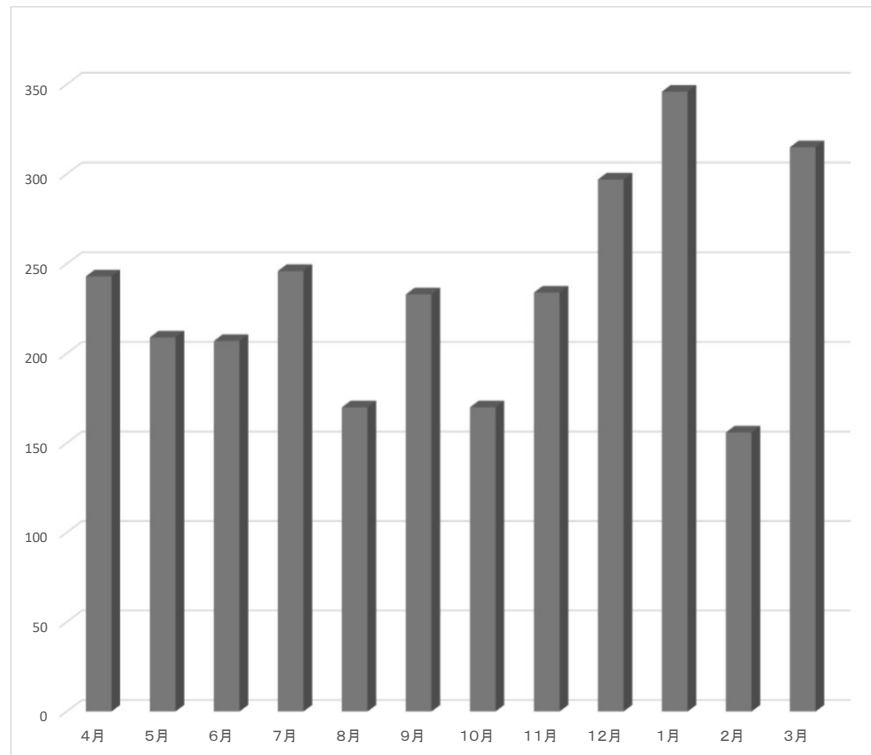
[添付資料]

- A. 情報処理センター利用実績
- B. フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイト
- C. 令和元年度 改正フロン排出抑制法に関する説明会
- D. 令和元年度説明会
- E. 改正フロン排出抑制法 必須・遵守マニュアル
- F. 新聞広告(空調タイムス)、雑誌広告(冷凍空調設備、東冷協だより)

情報処理センター令和元年度利用実績

令和元年度情報処理センター登録件数(充填・回収)R1実績

4月	243
5月	209
6月	207
7月	246
8月	170
9月	233
10月	170
11月	234
12月	297
1月	346
2月	156
3月	315
計	2,826



フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイト (http://jreco-rams.jp/)

フロン排出抑制法が改正され管理者様によるフロン管理義務が強化されました

 **フロン排出抑制法**
簡単！対策ガイド

フロン排出抑制法が改正され管理者様によるフロン管理義務が強化されました

「煩雑な書類管理・作成が楽になる! RaMS」
資料ダウンロード

「これ1つで点検作業が楽になる!」
無料セミナー申込み

改正フロン排出抑制法とRaMS対応について
出張セミナーのご案内

 改正フロン排出抑制法の施行 **法律違反に対する罰則** が強化されます [詳細についてはこちら >>](#)

**改正フロン排出抑制法が令和2年4月1日より施行！
機器を廃棄の際フロン類を回収しないと即座に罰金が科せられます！**

NOTICE

HOME	フロン排出抑制法による義務強化について	RaMS 冷媒管理システム	フロン類の環境 マネジメントの必要性	フロン類算定 漏えい量	団体概要	お問い合わせ
------	---------------------	------------------	-----------------------	----------------	------	--------

HOME > 改正フロン排出抑制法が令和2年4月1日より施行！機器を廃棄の際フロン類を回収しないと即座に罰金が科せられます！

「フロン排出抑制法」に準拠した文書類を簡単作成！
冷媒管理システム『RaMS』導入メリット [はこちら](#)

令和2年4月「フロン排出抑制法」改正に対応！
さらに便利になった『RaMS』の新機能 [はこちら](#)

**改正フロン排出抑制法が令和2年4月1日より施行！
機器を廃棄の際フロン類を回収しないと即座に罰金が科せられます！**

① 点検整備記録簿を機器廃棄後：充填回収業者がフロン類を引き取ってから3年間の保存義務

**② 冷媒を回収せずに機器を廃棄した場合・・・50万円以下の罰金（直罰）
法第104条第二号**

**③ 行程管理票の未記載、虚偽記載、保存違反・・・30万円以下の罰金（直罰）
法第105条第二号～四号**

④ 廃棄機器を引取業者に引き渡す場合は行程管理票の引取証明書の写しを交付の義務・・・未交付の

新着情報

 改正フロン排出抑制法 令和2年4月1日施行!
法律違反に対する罰則
が強化されました

RaMS冷媒管理システムについて

冷媒管理システムRaMSとは

RaMS導入メリット

NEW 業務合理化で働き方改革!

NEW 令和2年法改正対応新機能!

令和元年度 改正フロン排出抑制法に関する説明会

【機器ユーザー向け説明会】

都市	開催日時	会場
東京 [第1回]	令和元年11月15日(金) 14:00～15:30	経済産業省 本館地下2階 講堂
大阪 [第1回]	令和元年11月20日(水) 10:30～12:00	武藤記念ホール(国民會館) 12階 大ホール
東京 [第2回]	令和元年11月21日(木) 14:00～15:30	全日通霞が関ビル 8階 大会議室A
札幌	令和元年11月26日(火) 14:00～15:30	TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前 5階 チューリップ
仙台	令和元年11月27日(水) 10:30～12:00	仙台青葉カルチャーセンター 4階 403号室
名古屋	令和元年12月4日(水) 10:30～12:00	ダイテックサカエ 6階 クリエイトホール
東京 [第3回]	令和元年12月5日(木) 10:30～12:00	経済産業省 本館地下2階 講堂
高松	令和元年12月10日(火) 14:00～15:30	香川県県民ホール(レクザムホール) 4階 大会議室
広島	令和元年12月11日(水) 14:00～15:30	広島YMCA 国際文化センター3号館 2階 多目的ホール
福岡	令和元年12月17日(火) 10:30～12:00	八重洲博多ビル 11階 ホールA
大阪 [第2回]	令和元年12月18日(水) 10:30～12:00	武藤記念ホール(国民會館) 12階 大ホール
東京 [第4回]	令和2年1月15日(水) 14:00～15:30	TKP 赤坂駅カンファレンスセンター
東京 [第5回]	令和2年2月20日(木) 10:30～12:00	経済産業省 講堂
東京 [第6回]	令和2年2月20日(木) 14:00～15:30	経済産業省 講堂

【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け説明会】

都市	開催日時	会場
東京 [第1回]	令和元年11月18日(月) 14:00～15:30	都道府県会館 1階 101 大会議室
大阪	令和元年11月20日(水) 14:00～15:30	武藤記念ホール(国民會館) 12階 大ホール
仙台	令和元年11月27日(水) 14:00～15:30	仙台青葉カルチャーセンター 4階 403号室
名古屋	令和元年12月4日(水) 14:00～15:30	ダイテックサカエ 6階 クリエイトホール
東京 [第2回]	令和元年12月5日(木) 14:00～15:30	経済産業省 本館地下2階 講堂
福岡	令和元年12月17日(火) 14:00～15:30	八重洲博多ビル 11階 ホールA
東京 [第3回]	令和2年1月15日(水) 10:30～12:00	TKP 赤坂駅カンファレンスセンター

令和元年度 RaMS(冷媒管理システム)説明会

	開催場所(都市名)	開催日	申込数	定員数	受講者数計
1	東京都	2019/7/3	68	60	59
2	東京都	2019/9/3	102	100	89
3	東京都	2019/11/6	118	100	103
4	東京都	2020/1/23	113	100	86
5	千葉県 (HVAC&R展・中止)	2020/3/3	0	60	0
6	千葉県 (HVAC&R展・中止)	2020/3/5 (1回目)	0	60	0
7	千葉県 (HVAC&R展・中止)	2020/3/5 (2回目)	0	60	0
8	千葉県 (HVAC&R展・中止)	2020/3/6 (1回目)	0	60	0
9	千葉県 (HVAC&R展・中止)	2020/3/6 (2回目)	0	60	0

改正フロン排出抑制法 必須・遵守マニュアル

(2019年10月30日初版第1刷発行 発行元・(株)オルタナ)

改正フロン 排出抑制法

alterna フロンフリー・フロンレス・フロンフリー

JRECO

必須・遵守
マニュアル

直罰

フロン排出抑制法で
前科がつくかもしれない

そんな話を聞いたことがありますか。
2020年4月施行予定の
改正フロン排出抑制法では、
罰則が大幅に強化され、
実際に書類送検や罰金になる
可能性があります。

今回の法改正の
ポイントがわかる!

2017年度においては代替フロンなど4ガスの中で、HFC以外の排出量はすでに2030年度目標値を達成しました。一方、HFCは目標値21.6百万トン・CO₂に対して倍の44.9百万トン・CO₂にまで排出量は増えています。

もし、HFC排出量がこのままの増加率で2030年を迎えると、その排出量は81.3百万トン・CO₂となってしまいます。そうなると2030年度のHFC排出量は全温室効果ガス排出量(10.79億トン・CO₂の7.8%を占めることになるのです。

閣議決定における対策

- 業務用冷凍空調機器の廃棄時の回収率目標：2020年度：50%、2030年度：70%
- 代替フロン等4ガスに関する対策
 - ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進
 - 業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止
 - 業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の推進
 - 産業界の自主的な取り組みの推進
- ③はフロン排出抑制法において、機器の所有者が法遵守を徹底することです。

図は、2002年にフロン回収・破壊法が施行されてからの、廃棄時の排出量と回収量、回収率の変遷です。京都議定書を受け、国内の回収率が60%としていましたが、当初から回収率は目標からかけ離れていました。

2015年に2回目の法改正でフロン排出抑制法が施行されてからは、回収率は向上しました。しかし2020年度の目標値である50%からはまだほど低い値になっています。そこで、3回目の法改正となる改正フロン排出抑制法では、機器の廃棄時における回収を確実にし、回収率を政府目標の50%を目指しています。

1-4. キガリ改正

キガリ改正とはモントリオール議定書に基づく国際的なHFCの生産削減の条約です。日本は2019年1月に批准しました。下図の通り、国内でのHFC(代替フロン)の生産と輸入の合計を段階的に削減する必要があります。

この生産削減はHFCの量をGWPで換算した炭酸ガス相当量(トン・CO₂)であるため、メーカーは、現在最も使われているR404AやR410AというGWP値(温室効果)が高いHFCの生産を自ずと減らしていくこととなります。

現在使用中の機器に対する課題

現在使われている業務用機器の大多数は、HFCとHCFC(R22)を使用しています。機器の使用年数は20年～30年であるため、整備時には冷媒の補充が必要です。キガリ改正に伴い、2019年1月からフロン製造を各社に国からはGWP(温室効果)トン数による生産が割り当てられました。フロンメーカーは、GWP値の高いR404A(GWP値:3,920)やR410A(同2,090)を減らすこととなります。ちなみに欧州では、R404AならばR410Aの価格は10倍以上になっているとの情報もあります。

R404Aは低温向けの冷媒であるため、低温倉庫やショーケース向けに使われています。R410Aはビルマルチエアコンやパッケージエアコンなどの空調機器に主に使われています。それぞれの機器は、冷媒の種類に合わせた設計になっているため、他の種類の冷媒を入れ替えて機器を運転することはできません。フロン排出抑制法では、機器製造メーカーの許可無しで他の冷媒への入れ替えは禁止されています。

一方、業務用の空調機器、冷凍冷蔵機器に使用されているR22については、2020年から、モントリオール議定書によって新規の生産が中止となります。R22を使った機器を使い続けることは法的には可能ですが、整備時の補充冷媒については、今後は再生冷媒を使用する必要があります。(冷媒の再生は生産にはあつたらないので生産規制には法的に問題ありません。)

冷媒価格の高騰
整備費用の高騰

機器の所有者は、一層の冷媒管理と漏えい対策が必要です。所有者は、機器廃棄時の冷媒の確実な回収と、フロン排出抑制法による「定期点検」と「簡易点検」を行い、使用時の冷媒漏えい対策をすることが必要です。

廃棄の交付書類の受領

された事項に相違がないことを確認の上、受領します。
 された日から30日以内に交付されます。

「充填」を「回収」と読み替えた内容となります。
この規模(参考)
 が想定される主な管理者の目安を下記に示します。
 大型小売店舗(床面積10,000㎡程度の店舗)を6店舗以上有する管理者
 積1,500㎡程度の店舗)を8店舗以上有する管理者
 7(床面積200㎡程度の店舗)を80店舗以上有する管理者
 ㎡程度)を820店舗以上有する管理者
 0,000㎡程度のビル)を28棟以上有する管理者
 積300㎡程度の工場)を20か所以上有する管理者等
 から対象となる業務を示したものであって、所有する機器・事業規模・管理対象となる場合もあります。

利用
 は充填証明書、回収証明書は主務省令で定める事項を記載し、書面により交第37条、第39条)か)になっています。
 一に登録したときは充填証明書、回収証明書を交付することを要しない(第1項)。
 一することにより紙の証明書が不要になるだけでなく、電子的な登録・通知に電子的に管理・集計可能であり、ログブックへの記録・保存や、算定漏えい目標に行うことができます。

第一種特定製品の
管理者

整備の発生

第一種特定製品の
製造者

充填・回収の委託

管理者情報を通知

第一種特定製品の
製造者

情報処理センター

等)の通知

充填量・回収量等の登録

冷凍空調設備

REFRIGERATION & AIR-CONDITIONING CONTRACTORS

12

Vol.48 No.12
2019 December

平成30年度高圧ガス事故事例
登録冷凍空調基幹技能者
銅管ろう付技術講習会

屋久島 白谷雲水峽 (鹿児島県)



一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

ラムズ

RaMS利用で 企業価値UP!



RaMSで冷媒管理!
書類保存が確実!
クラウド管理なので安心です!

「改正フロン排出抑制法」に準拠した冷媒管理で
地球環境の改善に貢献する環境先進企業へ

地球温暖化防止

フロン類は、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの中で二酸化炭素(CO₂)に比べ最大1万5千倍も影響があり、適正管理が必要となります

ISO14001対応

ISO14001 活動を行う中で「環境側面」として「フロン排出抑制法」対応に RaMS を利用することで効率的な管理が可能になり、審査時のエビデンスとなります

CSR 推進支援

CSR レポート・環境報告書は、法令遵守、自主活動を通じ、企業の社会的責任の遂行状況を対外的に開示するものとして作成、発行が求められています

●JRECO 冷媒管理システム RaMS (ラムズ) のお問合せ先



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 情報システム部
電話：03-5733-5311 E-mail：contact@jreco.or.jp
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 406-2

TRK

令和元年12月1日発行

一般社団法人 東京都冷凍空調設備協会

東冷協だより

2019. **12**
No.406

●目次

・今思うこと	1	・東冷協日誌	31
・お知らせ	2	・行事予定	31
・技術レポート	20	・税のコラム	33
・サロン	21	・法のコラム	34
・談話室	22	・心のコラム	35
・行事報告	25	・会員の動向	38
・業界トピックス	28	・新聞記事情報	38
・委員会報告	29		

ラムズ

RaMS利用で 企業価値UP!



RaMSで冷媒管理!
書類保存が確実!
クラウド管理なので安心です!

「改正フロン排出抑制法」に準拠した冷媒管理で
地球環境の改善に貢献する環境先進企業へ

地球温暖化防止

フロン類は、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの中で二酸化炭素(CO₂)に比べ最大1万5千倍も影響があり、適正管理が必要となります

ISO14001対応

ISO14001 活動を行う中で「環境側面」として「フロン排出抑制法」対応に RaMS を利用することで効率的な管理が可能になり、審査時のエビデンスとなります

CSR 推進支援

CSR レポート・環境報告書は、法令遵守、自主活動を通じ、企業の社会的責任の遂行状況を対外的に開示するものとして作成、発行が求められています

●JRECO 冷媒管理システム RaMS (ラムズ) のお問合せ先



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 情報システム部
電話：03-5733-5311 E-mail：contact@jreco.or.jp
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 406-2

収支決算書(令和元年度決算)

(情報処理センター)

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

東京都港区芝公園3-5-8
機械振興会館406-2

貸借対照表

令和2年3月31日

情報処理センター(指定法人)

その他会計

(単位:円)

科 目	令和元年度決算
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	225,193
流動資産合計	225,193
2. 固定資産	
ソフトウェア	0
固定資産合計	0
資産合計	225,193
II 負債の部	
1. 流動負債	
預り金	269,017
その他	4,667,971
流動負債合計	4,936,988
負債合計	4,936,988
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	0
2. 一般正味財産	▲ 4,711,795
正味財産合計	▲ 4,711,795
負債及び正味財産合計	225,193

正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
情報処理センター(指定法人)

その他会計

(単位:円)

科 目	令和元年度決算
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
事業収益	308,244
経常収益計	308,244
(2) 経常費用	
事業費・管理費	
人件費	30,281
委託費(サーバー使用料、システム保守費)	0
システム開発引当金繰入額	0
減価償却費	14,647
賃借料(事務所費等)	0
旅費、交通費	25,356
通信運搬費	5,124
印刷製本費	15,402
広報費(パンフレット作成費)	0
銀行口座手数料	2,825
会議費・研修費	0
消耗品費・消耗什器備品・修繕費	0
租税公課その他	89,148
経常費用計	182,783
評価損益等調整前当期経常増減額	125,461
評価損益等計	0
当期経常増減額	125,461
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
税引前当期一般正味財産増減額	125,461
法人税・住民税及び事業税	
当期一般正味財産増減額	125,461
一般正味財産期首残高	▲ 4,837,256
一般正味財産期末残高	▲ 4,711,795
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
III 正味財産期末残高	▲ 4,711,795